

万年橋駐車場への出店に伴う注意事項

1. 「誓約書」を熟読し、該当者等があった場合は出店を取り消します。
2. 指定された地割区域以外への出店は絶対行わないこと。
3. 出店時間を厳守し、地域住民に一切迷惑をかけないこと。
4. 決められた駐車場以外への駐車は絶対にしないこと。
5. 火気器具を使用する場合は 10 型以上の消火器を準備すること。
6. その他湯沢町環境農林課の指示に従うこと。